

高原町立高原中学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日
高原町立高原中学校

高原町立高原中学校「いじめ防止基本方針」

はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

高原中学校いじめ防止基本方針は、生徒の尊厳を保持する目的のため、国・県・町・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）に基づき、宮崎県いじめ防止基本方針（以下「県の基本方針」という。）、高原町いじめ防止基本方針（以下「町の基本方針」という。）をふまえ、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

(定義) ※いじめ防止対策推進法第1章

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは未成年後見人）をいう。

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、生徒や保護者への周知を図る取組に努めます。
- いじめを受けている生徒をしっかり守ります。
- いじめはどの子にでも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- 本校からのいじめの一扫を目指します。

(1) いじめの防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努めます。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた生徒の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のための組織

- (1) 高原中学校におけるいじめの防止等を効果的に行うため、すでに設置している「教育支援委員会」（以下「支援委員会」という）をもって充てることとします。
- (2) 支援委員会は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任（状況に応じて養護教諭・特別支援コーディネーター・スクールカウンセラー）で組織し、隔週の火曜日2校時に実施します。
- (3) 支援委員会のための学年ケース会議は、月に1回の学年会や、毎朝の学年会で行います。
- (4) 支援委員会で出された重要な情報は、町教育委員会に報告し、委員会の指導があった場合には、速やかに実行します。
- (5) 複数の教職員が認知した各生徒の情報は、個別に記録し、情報の集約と共有化を図ります。

2 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止

① 生徒が主体となった活動

望ましい人間関係づくりのために、生徒が主体となって行う活動の機会を、年間をとおして設けます。

- 全校生徒会執行部による SNS でのトラブルを防ぐための「セーフティー・ネクスト・スクール（SNS 利用時の注意点）」の提言とクラスごとのルール設定
- 「SDG's」とのつながりを意識した委員会活動の実施
- アンケートの実施
- その他

② 教職員が主体となった活動

(ア) 生徒の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指します。

- 「命の教育週間」での全校一斉の道徳の授業実施
- 人権の日を設定し、男女の人権をめぐる問題を考える授業の実施
- 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開
- 職員相互の授業研究会の実施
- 9年間を見通した研修と中学校進学の際の小中学校の情報共有の場の設置

(イ) 日常的に生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け生徒に寄り沿った相談体制づくりを目指します。

- 一人一人の生徒のよさを認め伸ばす指導を推進
- 教育相談週間の設定（6月・11月に実施）やスクールカウンセラーの活用（週2回程度）

(ウ) 教科や学級活動の時間等を中心として、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許さない、という人権感覚を育むことを目指します。

- 教科や学級活動を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定
- 外部講師による講演会の実施

(エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。

- PTA総会での学校の方針説明
- 学級・学校通信等を活用した、いじめの防止活動の報告
- 家庭教育学級や参観日等に保護者を対象とした講演会等の計画と実施

(2) いじめの早期発見

① いじめられている生徒や、いじめている生徒が発することの多いサインを、教職員及び保護者で素早く共有できるように努力します。

- 生徒の発する具体的なサインの事例に関する資料の作成や研修

- ② 定期的に教育相談週間を設け、生徒が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。
 - 教育相談週間の設定
 - いじめの相談窓口の周知
- ③ いじめの事実がないか、全ての生徒を対象に定期的なアンケート調査を実施します。
 - 学校独自のアンケート「学校を楽しく、みんなが幸せになるためのアンケート」の実施と集計
- ④ 対策委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有化を図ります。
 - 職員会議での情報の共有
 - 進級時の情報の確実な引き継ぎ
 - 過去のいじめに関する事例の把握
- ⑤ いじめに関する相談や通知を受け付けるために、電話による相談窓口として県教育研修センターに開設している「ふれあいコール」及び「高原町適応指導教室の相談電話」について、広く通知します。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - 教職員は、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
 - いじめられている生徒や通報した生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
 - いじめの事実について生徒指導主事（対策委員会を構成するいずれかの職員）及び管理職に速やかに報告します。
- ② 情報の共有
 - ①の情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合、対策委員会の関係職員へ報告し、情報の共有化を図ります。
- ③ 事実関係についての調査
 - 速やかに対策委員会を開き、調査の方針について決定します。
 - 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が町教育委員会へ直ちに報告します。
 - 生徒の聴き取りに当たっては、生徒の身になって、話をしやすい環境をつくり、担当する職員があたります。また、職員への聞き取りは、教頭が行います。
 - 必要な場合には、生徒へのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。
- ④ 解決に向けた指導及び支援
 - 専門的な支援などが必要な場合には、町教育委員会及び関係機関へ相談します。
 - 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適切な情報の共有化を図ります。
 - 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時対策委員会で決定します。
 - 事実関係が把握された時点で、対策委員会において、指導及び支援の方針を決定します。
 - 対策委員会の委員や学年職員と連携して組織的な対応に努めます。
 - 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

いじめられた生徒とその保護者への支援

【いじめられた生徒への支援】

いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

【いじめられた生徒の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような生徒の育成に努める
- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

いじめた生徒への指導又はその保護者への支援

【いじめた生徒への指導】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う

【いじめた生徒の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・いじめた生徒の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立を保ち、公平に対応します。

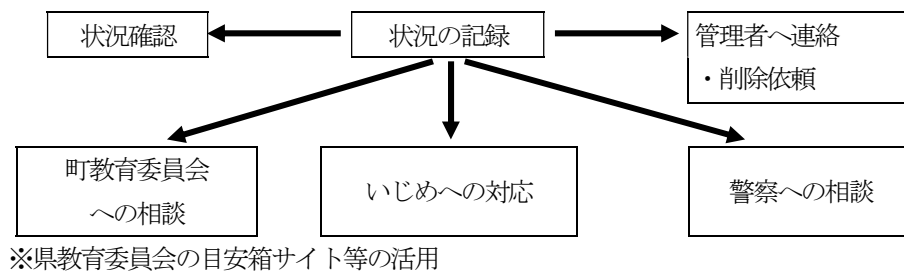
- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

- ⑤ 関係機関への報告
 - 校長は町教育委員会への報告を速やかに行います。
 - 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には、小林警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。
- ⑥ 継続指導・経過観察
 - 少なくとも3ヶ月間は、全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。
- ⑦ 安心できる環境づくり
 - いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、いじめた生徒の保護者に対して、出席停止制度の活用を図る等、状況に応じて町教育委員会と連携して対応します。

(4) ネット上のいじめへの対応

- ① ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどネットいじめであり、犯罪行為に当たります。
- ② ネットいじめの予防
 - フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。（家庭内ルールの作成など）
 - 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。
 - 生徒を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話（防犯）を実施します。
 - 教育ネットひむかのサイトに設置されている「ネットいじめ目安箱」を紹介します。
<http://meyasubako.miyazaki-c.ed.jp/>
 - インターネット利用に関する職員研修を実施します。
- ③ ネットいじめへの対処
 - 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努めます。
 - 携帯電話やインターネット利用に係る実態把握と、それを踏まえた対応・対策の周知を図るとともに、状況に応じて関係機関との連携を図ります。



3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

(3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。

(5) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTA や学校評議員、地域との連携促進や、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

保護者との連携を深め、信頼関係を築くために、生徒の欠席や遅刻等の電話は、親身になって対応します。

(6) 関係機関との連携について

いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。

① 教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

② 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係との連携

- ・スクールソーシャルワーカーの活用
- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療に関する指導・助言

4 重大事態への対処

(1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が町教育委員会に報告するとともに、町教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（西諸地区いじめ問題対策委員会）に協力するものとします。

- 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・高額の金品を奪い取られた場合など
- 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

- (2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。